令 和 ７ 年 度

豊田市内部統制評価報告書審査意見書

令和８年８月１９日

豊 田 市 監 査 委 員

豊田市長　　太 田 稔 彦　様

地方自治法第１５０条第５項の規定に基づき、当委員の審査に付された令和７年度豊田市内部統制評価報告書について、意見を提出します。

令和８年８月１９日

豊田市監査委員

松　永　浩　行

向　山　和　秀

山　田　主　成

羽根田　利　明

令和７年度豊田市内部統制評価報告書審査意見書

１　審査の対象

地方自治法第１５０条第５項の規定に基づき、市長から審査に付された令和７年度豊田市内部統制評価報告書について、同法の定めるところにより審査を実施した。

２　審査の方法等

審査は、豊田市監査基準に準拠し、市長から送付を受けた次に掲げる書類に基づき実施したほか、関係職員から直接説明を受けるとともに、必要な聴き取りを行った。期間は、令和８年７月８日から８月７日まで実施した。

① 令和７年度豊田市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

② その他説明のために提出された関係書類

また、審査に当たっては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点にして実施した。

３　審査の結果及び所見

評価報告書について、前記の方法により審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

令和７年度の評価においては、財務等に関する事務に係る内部統制について、重大な不備を把握したことにより、評価基準日において有効に整備及び運用されていないとの評価がなされている。

今回、「全庁的な内部統制」においては、テレビ放送受信機能付きカーナビ等におけるＮＨＫ放送受信未契約が整備上の重大な不備に該当すると評価されている。また、「業務レベルの内部統制」においては、下水道使用料の徴収誤りが整備上の重大な不備、Ｅメール利用時における不適切な取扱い及び豊田浄水特定土地区画整理事業の換地処分に伴う通知書類の誤送付が運用上の重大な不備に該当すると評価されている。

これらの事案については、事務の概要、影響、原因及び是正の内容が整理され、全庁的な情報共有及び再発防止の取組が行われていることを確認した。

内部統制制度の本格運用以降、事務の適正な執行の確保に向けた取組が進められているところであるが、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の双方に重大な不備が認められ、さらにこれらが法令遵守、個人情報の取扱い及び料金徴収など複数の分野に及んでいることは誠に残念である。

事案の中には、実質的に一人の担当者による作業に依拠していたことが背景にあるものもうかがわれる。事務処理が特定の職員の経験や知識に依存することのないよう、組織的な確認が有効に機能する業務手順及び運用の確保を図られたい。

部局ごとのリスクの把握及び管理については、管理監督者が主体的に関与し、再発防止策が個別事案への対応にとどまらず、組織的かつ継続的な内部統制の強化につながるよう努められたい。